

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダラ本州日本海北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	久保田 勉
所属又は職業等	上越漁業協同組合 理事

3. 意見表明の内容

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

--

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲する際に、魚体の損傷により最終的に真子・白子しか残らない場合があるので、その際の漁獲報告はどうすべきか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・マダラの主漁期（1月～）に数量制限がかからないような管理期間を設定してほしい。
・刺し網は一度に複数魚種を漁獲する漁法なので、簡単に漁獲量で管理するのは難しいと考える。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

大臣管理区分でもある程度の漁獲量があると思われるので、大臣管理区分での管理は必要。

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダラ本州日本海北部系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	森 川 敏 幸
所属又は職業等	内海府漁業協同組合 理事

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

資源評価結果の親魚量と漁獲量の推移を見ると、過去10年間を見ても適切な状態である。そういった中で、数量管理をする必要が本当にあるのか。年齢別資源尾数でバラつきがあり、それが漁獲可能年齢で影響があり漁獲量の増減があるかと思いますが、乱獲状態になれば数量管理は必要ないと思います。
--

(2) 各論に関する御意見（各項目に関する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

出荷先（市場等）から漁協へ漁獲データがくるので、漁獲報告は可能だと思う。 しかし、漁業者が重量を量って出荷すれば正確な漁獲量がでますが、漁業者の中には、箱の中に何本か入れて重量表示なしで出荷する方もいます。そうしますと、市場の数量換算値でデータがくるので、マダラ自体の重量と換算値の間で誤差があり正確な漁獲報告は困難。
--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

漁獲量が減少してきているのは、漁業者の減少等による操業形態の変化も影響していると思うので、漁獲実績のみでの資源評価を判断するべきではない。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

数量管理をすることにより、漁業者の経営に影響がでるようでは困る。安定した漁獲ができ、安定した経営ができるシナリオとして欲しい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれらの課題への対応方向

・漁業者が出荷をしないで自家消費、個人販売（ネット販売等）した分はどの様に管理するのか。 ・各県に配分するのか、それとも地区毎、漁業種類別で配分するのか。「獲った者勝ち」にならない様な配分が必要だと思います。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・数量管理以外の資源管理措置は止めて欲しい。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・マダラを漁獲物の主要魚種としている漁業者
- ・漁獲量の多い地域

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・漁業者が分かりやすい資源評価結果の説明
- ・数量管理以外で何か管理手法を検討しているのかどうか。
- ・漁獲量が安定してきた場合の対応。（数量管理の廃止、緩和等）
- ・数量管理で配分された数量を上回った場合の、漁獲量の融通、漁獲規制をどのように考えているのか。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

資源管理という事で数量管理を実行するのであれば、一部の区分のみ数量管理を設けるのではなく平等に数量管理するべきだと思う。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・数量管理を導入し、ある程度の成果が見えてきた場合には、数量管理は無くなるのか。
- ・白子等を単品で出荷した場合に数量に含まれると聞いたが、どの様に数量管理するのか。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダラ日本海系群

2. 意見表明の申出者

氏名	玉置泰司
所属又は職業等	一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事

3. 意見表明の内容

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

県別・魚種別・漁業種類別統計は、現時点で農林水産省 HP により令和元年度しか公表されていない。TAC がどの県でどの漁業種類で設定されるのかを予測するためにも、少なくとも直近3年分については公表を行うよう要望する。農林水産省 HP による全魚種の公表が間に合わない場合、せめて資源評価報告書には掲載して欲しい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

青森県内ではマダラは3系群が分布し、便宜的に市町村集落等の境界で各系群の漁獲量としている。ある系群で青森県のTACが上限に達するなど、マダラの漁獲制限が行われる場合、市町村集落によって漁獲制限が行われる場合と行われない場合が生じる。制限されていない系群のマダラである可能性も考慮して、マダラの混獲水揚げを認めるようにして欲しい。また、マダラ類として合計してTACを設定した方が良いのかもしれない。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

同系群については、複数の県で県別のTAC配分が行われる可能性がある。県別の

TAC が上限に達するなど、マダラの漁獲制限が行われる場合、定置網でマダラが混獲した際に、マダラの水揚げが一切認められないとなると、箱網内の魚種構成としてマダラが大半である場合であれば逃がすことも可能であるが、その他の魚種の割合も多い場合には、定置網の漁法特性から他の魚種の水揚げも困難になってしまう。そのような場合にはマダラの混獲水揚げも認めるようにして欲しい。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

TAC 設定県の定置漁業者

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）